

第 10 回委員会  
資料第 号

# 第53回定例委員会議事録

c111-001-007



委員室  
第 〇 〇 号

第53回定例委員会議事録

第53回定例委員会議事録

1. 日時：昭和31年/2月/3日(木)午後1時40分～4時20分

2. 出席者 藤岡, 有次各委員 井上専門委員 藤原次長  
佐々木局長, 島村政策課長 藤波管理課長  
荒木調査課長, 堀助成課長 鈴木アイソトープ課長, 井上調査官, 小斎, 林, 山崎, 肥田, 川島, 地質調査所関係官

3. 議題

- (1) 地質調査所予算組替(報告)
- (2) 訪英調査団中間報告
- (3) 細目協定ほか臨時国会における原子力関係の問題(報告)
- (4) 才三期分放射性同位元素の使用確認
- (5) その他

4. 配布資料

- (1) 英国の原子力発電に関する調査中間報告
- (2) 31年度核原料資源調査費の一部組替について
- (3) 放射性同位元素使用確認表(才三期分)

(4) 昭和31年度原子力関係留学生受入れ交渉進捗状

況(10)

(5) 訪英調査団報告に関する委員会懇談会議事録

(6) 第50, 51, 52回定例委員会議事録

(7) その他

5. 審議, 決定及び報告事項

(1) 地質調査所予算の組替について(報告)

当初案より概査を更に広く行うため所要の組替を行なった旨報告あり了承された。

(2) アイリトーフ使用確認表について(報告)

第3, 4半期分につき報告を行ない了承された。尚次期以降分については更に目的別傾向等必要参考資料をも添付することとされた。

(3) 留學生について(報告)

アルゴンヌ研究所に新規に2名が決定し、本年度合計29名となった旨報告了承された。

尚32年度留學生の派遣方法, 受入先との交渉等についても至急に準備を整えることとされた。

(4) 31年度原子力委託費について(報告)

(2)

濃縮ウラン研究の委託が決定し、委託費は全部交付終了した旨報告了承された。

尚これに関連し核融合反応の研究についても、その組織方法等について検討を加えることとなった。

(5) 細目協定ほか臨時国会における向題点について

細目協定が国会を通過した旨報告、又これに関連し国会でおこなわれた質疑の要旨につき報告を行ない了承された。

尚研究協定の改定、動力協定等、今後の見返しについて意見の交換を行なったが結論に至らず、石川委員帰国を待つて報告聴取の上更に検討を加えることとなった。

(6) 燃料加工契約について(報告)

ウォーターボイラー炉の燃料の加工についての米国マリニクロット社との契約締結の進行状況につき報告了承された。

(7) 海外視察議員団との懇談について

要旨を報告、了承された。

(8) 関西高分子エネルギー協会の設立について

(3)

設立許可申請の経過につき説明検討を加えた結果  
設立を認め且つ、所管は通産省工技院とすることを  
了承した。

(9) 採鉱奨励金について

国会方面の強い要望もありこれが交付について検  
討中であるが、買上基準とも関連するので至急検討  
したい旨報告諒承された。

(10) 英国調査団中間報告について

中間報告提出の主旨、並びに内容につき説明を行  
い検討は次回以降に行うこととされた。

(11) アイソトープ講習会の開催について

講習会に委員会後援名義を用いることを了承した。

6 議事経過

(1) 地質調査所予算組替について

島村政策課長より資料(2)により次のような説明  
を行い諒承決定された。

(島村) 31年度予算は1億だが、4月に委員会で実

行予算のヒヤリングを行った結果、エアー・ボ

(4)

ーン、カー・ボーンの地域及び時間を多くして  
概査を手広くしたらとの意見が出ていたが、遅  
くなったが、地質調査所からその意見に従い組  
替え、チャーター料等のため旅費を庁費に振り  
替える案をもつて来た。御報告をして差支えが  
なければ、局の方からも大蔵省に連絡して組替  
えを要望することとしたい。

(2) アイソトープ使用確認表について

3期分について鈴木アイソトープ課長より資料  
(3)により説明を行い、次いで以下の論議が行  
われ諒承された。

(藤岡) ラジウムも取り扱うか。

(鈴木) 取り扱う。

(佐々木) もう少し肉をつけられないか。

(藤岡) 主なものについて特色をあげてもらったらよ  
い。金額は？

(鈴木) この分でも万ドルだ、目的別の傾向をこの次  
に作るう。

(佐々木) 成果は？

(5)

(鈴木)今の所では作っていない。  
(藤岡)アイソトープ協会にやらせたらい。  
(島村)新規の需要者はわかるか それにより新分野の  
開拓がわかる。  
(鈴木)そういう色々な観点からの統計を作ってみよ  
う。  
(堀)成果は自主的に発表するのはあるが、一律に  
報告書を取る方法はない。  
(3) 留学生の決定について  
藤波管理課長より資料(4)により更にアルゴンヌ  
研究所へ2名決定し 合計29名が決定した旨報告  
諒承された。次いで  
(藤岡)リピーに手紙を出して決った。学校ではなく秘  
密のある研究所なので仲々大変だった。今まで  
送った中では最高レベルだ。  
(島村)アルゴンヌを行つたとき、民間人が少いとい  
うので産業界では不満があつた。先方では勉強  
は学校の方で、研究所の方は研究所として必要  
な人がいるから その意味でとるといふ考方だ。

(6)

(藤岡)民間でそういう声のあるのは事実だ。ただそ  
う簡単には行かない。  
(鈴木)政務次官が行つたとき希望数を出せというこ  
とだったので 予算の数が決つたら数を言つて  
やるとよいと思うが……  
(藤岡)全体として何名ということをやつても  
専門とか 受入先とか色々あり手がつけられな  
いだろう。各国ともかなり好意的に考えてくれ  
ている。  
(佐々木)今度はアタツシエむおり可成りやつてくれる  
だろう。  
(藤岡)今年はもうポツポツ募集しないと間に合わな  
いだろう。  
(藤波)今年の32名は役所が大部分、これからは民  
間の人を 米、英等の政府機関の施設に入れる  
ことを考えねばならない。  
(藤岡)そうなるにますます忙しい。別の議題として  
取り上げられたい。  
(藤波)コールターホールができてオペレーションス

(7)

クールを作る。大体8週間だ。各国から募集する。そうなるますます民間の人ということになる。

(藤岡) 委員会としては年内に役所の志望をとる。

(佐々木) 要領を作って次の委員会にはかかったら-----

(有沢) そうしたらよい。

(島村) 局で原案を作って審議していただく。

(藤波) アルゴンヌの2月からのには 大体3名内定したようだ。

(4) 委託費について

堀助成課長より次のような報告が行われ諒承された。

(堀) 大部分諒解をえた。一つ残った濃縮ウランの基礎研究については 学振から工大武田教授に再委託することに大蔵省も諒承した。12月15日付で2,155,800円でやりたい。

これで全部済んだが整理すると3~40万円残るが これは不用に立てることとしたい。

次いで

(8)

(藤岡) 結構だが、この前核融合反応のことを語ったが 具体的に委員会を作ってやりたい。

(佐々木) 湯川委員がメンバーを推せんしてということになっているが-----

(藤岡) それは私がもっている。作るというのならすぐにも-----

(有沢) どういう委員会か

(藤岡) どういう研究をどういう形でやるかを審議する

(井上) 現状を認識して之をいかに組織するかという-----

(有沢) それは結構だ-----

(藤岡) どこで担当してくれるか?

(佐々木) 井上君にでもやってみたら-----

(藤岡) 法費次長にでも-----

(佐々木) こちらで立案はするが、実際には原研が中心か 或いは湯川委員あたりが中心か どうか?

(井上) エキスパートと連絡をとる。どういう風にするかの口火を全体の委員会としてやっていたい

(9)

けばということだ。

(藤岡) 私が中心となって調査課で手伝ってもらう。

----

(佐々木) 組織, メンバー, 運営方法等を考えよう。

(5) 細目協定ほか臨時国会における原子力関係の問題  
について

佐々木局長より次のような報告があった。

(佐々木) 細目協定は昨日国会を通った。原研等とスケ  
ジュールを作った。検査は何時やるとか、準備  
をAECに通知するとかは原研が主になってや  
る。

国会での問題点を参考にお話する。

衆院で問題になったのは、①今までの協定は  
時代遅れだ——例えば燃料の貸付など——Pu  
の扱い、ウエストの返還など——これらは当  
然改訂する。これは暫定的なものとして理解する。  
国際機構に切替えるのが望ましい② 動力協定  
を結ぶときは米、英及び国際機構の条件の比較  
を行い最も有利にやれ、③ 管理についてはは

(10)

つきり法律にして国会を通してからやれ。

ということだ。

(藤岡) 国際機構ができれば切り替えるというのか。

(佐々木) 4点で改訂しなければならぬと説明した。

- ① 量 ② 売却への切替 ③ Puなどの追加
- ④ 負責条項 の4点で

その後研究協定を改訂するのか 研究協定と  
動力協定を合せたものをとるか これかきわど  
い所だ。説明としては研究協定の改訂はせい必  
要だ どちらにするか決めてないが改訂するこ  
とはするという説明をしてある。

中村誠太郎、杉本朝雄、渡辺誠毅の三氏が参  
考人として来た。中村氏は協定は急いでやるこ  
とはない 国際機関ができてからやる又基礎研  
究をおろそかにしてはいけないとの意見だった。

渡辺氏は細目協定の条項について突っ込んだ  
話をした。細目協定の内容そのものとして ①  
協定の性格が平等でむづ。② 何故購入にしな  
いか。③ 実質的に秘密条項を含んでいるので

(11)

はないか ウエストの処理など何故返すか

④債務負担限度額がアイマイだ 何故はつきりしないか ⑤ 責任条項について受取後に負責することはおかしい ⑥ 一番中心はPu, とウエストの問題で照射済燃料について日本で処理できれば 日本に任せるのはどうか 今後はどうするか 加問題だったPu については帰した場合 相手国が爆弾に使うなら相手の軍備を助けることになる。⑦ 情報交換について、日本側はすべて提供しなければならぬというのは元手落だ。⑧ 紛争処理について 之は根拠を明示するものだ 正常な外交の取引でやると説明したが、それはおかしいとの意見が強かった。⑨ エネルギーの需給の見直し、国際機構との関連をどうするかは一番問題となった。

今回はこれで済んだが 改訂の時は必要なものはやっておかないと-----

結局今問題は天然ウランを原研でほしい それには同じ協定が出て来ている 国会にかけた

いとまずい。又本協定を改訂すればあとは行政協定でできる。

又 米側では研究協定は改訂申入れしてあるが、今度のほ動力も含むとある。その何れをえらぶべきかという問題が動力炉輸入とからんで議論の対照となる。石川委員が帰ってから議論するか、とりあえず天然ウランが入る方法を考えてもらえないか という下交渉は始めようというこことやっている。

(藤岡) 4点の改訂を来年早々やるということは委員会としておこなって諒承しているところだ。

(有沢) それはその通りだ。

(藤岡) それだけなら何時でも手をつけてよいと思う。

(有沢) それ丈ならよいが 合せて一本ということを目指しているのではないか。

(佐々木) 米国としては、事務的な改訂法案を通すことを好意的にやってくれるかどうか-----外交的にしつて来られると困る。

(藤岡) 研究協定の研究を研究ならびに動力とかくと

いうだけのことならよいが、それ以外にどうい  
う違いがあるかというのが問題だ。

(有沢) 検討した結果はどうか。

(荒木) 大した違いはないと思う。若干 規定はきつ  
くなっているが国際機関の規約と殆んど同じだ。  
今細い項目別に調べている。

(藤岡) 差当って必要なのは 今の4点の改訂で、こ  
れは無難の線だ。先方さえ応ずればすぐにでも  
できる。

(佐々木) 案文を検討するところみ入った事になる。国際  
機関の規約には調印した。国会にかける。国際  
機関の条文と英、米の動力協定と殆んど同じだ。  
法的には問題が残らず政治的ないし事実的問  
題となる。その辺の踏み切りをどうするかだ。

(有沢) 国際機関があれば双務協定は不必要との議論  
も出てくる。それだけに仲々難しい。

(藤岡) 政治問題、事実問題だ。そこで反対論がおこ  
る。

(有沢) 石川委員にも意見をきいた上で-----

(14)

(島村) 読んだだけでは目立たないが、それを世間で  
は動力協定と呼んでいる。内容も国際機関のと  
そう違わない。国際機関とするか、双務協定と  
するかという問題となる。

(佐々木) タイミングの問題もある。

順序を考えると国際機関が実際に動き出すの  
に相当時間がかかる。それまで待つても国内体  
制がかまわれないというならそれでよいが-----

(島村) 恐らくアメリカから直接入れる必要があるか  
も知れぬとは考えるか、今すぐ協定を結ぶかど  
うかの問題は残る。

(佐々木) ここらでどう考えるかによって大体決つてく  
る。12月24日からAECは休む。天然ウラ  
ンでまごつくと困る。国内で作れないものかと  
も言っている。

(島村) 何れにしてもこの次石川委員によく話を聞いて  
からにしよう-----

(15)

(6) 燃料の加工について

管理課長より次の報告が行われ諒承された。

(藤波) AEAは民間会社にやらせたいということ  
調査の結果 マリンクロット以外は引受手がな  
いということになっている。そこに頼むという  
前提で、現在見積の前提としての Spec. をN.  
A.Aからとってそれをマリンクロットに渡した。  
マリンクロットは酸化ウランまでの見積はある  
が サルフェイトは始めて少し待つてくれと  
のことで 現在50gのものをN.A.Aで試験し  
てもらっている。

回答をマリンクロットに渡したら検討し正式  
契約は日本政府がやることとなっているので  
政府がマリンクロットと契約をすることになり  
ドラフトを至急出させるという所に来ている。

検査については、協議で決めることになつて  
いるが ユニオンカーバイト等の施設はA.E.C  
のものを使う-----

(16)

(7) 海外視察議員団との懇談について

佐々木局長から香藤議員より石川委員帰朝した  
ら産業会議の使節団、議員団と懇談したいとの希望  
ある旨申入があつたと報告

(藤岡) 賛成だが人数が多くなる-----

(佐々木) 人数をしぼつたらよい。一応準備しよう。

(藤岡) 定期的に国会合同委との連絡会をやつたらよ  
い。

(佐々木) それはよいだろう。

— 以上で本件を諒承 —

(8) 関西高分子エネルギー協会の設立について佐々木  
局長より、関西のクク会社で予算3億を以て法人を  
組織し ウォンテアラフ、アクセレーターなどを設  
置したい申請があつた事業としては設備の使い方  
指導等で一種の教育機関である。この申請を拒否す  
るわけにも行かない 通産省では所管を工技院にし  
たらしい。こちらに障害の関係あり通産省では設立  
させて所管はあとで相談したいとの意向である な  
どの諸点につき報告を行ひ

(17)

(藤岡) 所管が工技院というのは大した事ではないが、  
障害防止の上では技術方が所管ということにな  
いと-----

(島村) 所管と障害防止上の監督とは違う-----

(有沢) 所管は工技院でよいだろう。

— 以上で本件は諒承 —

(9) 探鉱奨励金について

佐々木局長より、探鉱奨励金を出すことについて  
議員の方が熱心でこのまゝにしておくことができ  
なくなったので目下関係省で検討中であり 成案得  
れば委員会にかけたい。たいこの場合買上の基準を  
決めなければならぬので 重大な問題となる旨報  
告を行い、今後検討を加えることに諒承された。

(10) 英国調査団調査中間報告について

佐々木局長より石川委員が帰国の後若干変更もあ  
りうるが、取りあえず提出するという意味で中間報  
告とした旨、主旨を説明を行い、

(藤岡) 内容は前と違うか。

(藤波) 骨子は変わっていないが 石川委員が帰国すれ

(18)

ば追加したり意見が出たりするだろうという意  
味で中間報告とした。多少の修正はしてある。

次いで内容にわたり管理課長より次の説明が  
あった。

(藤波) 協定について若干追加説明する。これはプラ  
ウデンとあったとき石川から協定の考え方につ  
いて話してみたいと申入れた所、調査中にドラ  
フトが来た。11月5日AEAとの会談のとき  
ストラウスと団員の一部と会つて質疑を行い感  
想を述べた。調査団は協定の議を進める権限は  
ない旨断つた。先方は関心をもち率直に聞い  
てくれた。改訂したものを作るといって渡して  
くれたものがこれだ。

内容は米国のと大差はないが所々表現につい  
て変わった所もある。

— 次いで各条項について

1条は協定の範囲を示している。2条は情報  
交換についてだが 動力炉は全部秘密事項だ。  
又商業価値のある情報については只ではやれな

(19)

いというらしい。

3条は情報の使い方の規制だ。4条は運用について打合会を置くということ。5条は燃料の供給について規定。6条は平和目的に限るべしということの規定、国際機関ができたら相談して *safeguard* の適用等について相談するということを規定している。

7条は *safeguard* について軍事転用への監督を規定。

8条はプルトニウムの処置について 研究用に使うもの——現在ある炉、建設中の炉で日本で使えるもの、範囲内では自由に使える、それを *over* したものについては燃料供給の契約条件により英国が買上げる。また残ったものは相談して3国に譲る。尚残ったものは日本で燃るべくストックにする——

9条は政府の保証関係の規定、10条は情報の交換、11条は民間業者の情報の交換、12条は定義、13条は発効及び有効年限を規定し

(20)

ている。

以上で内容についての概要の説明を終り、検討は次回以降において行うこととされた。

(11) アイソトープ講習会について

講習会開催に当り委員会後援につき諮り諒承された。

以上で4時20分散会

(21)